

# 令和6年度 5月～3月 保土ヶ谷区認可保育施設・事業入所申請について

## 1 申請にあたって

- 対象者は、保土ヶ谷区民の方です（それ以外の方は、お住まいの区役所又は自治体でお手続きください）。
- 希望の施設・事業をあらかじめご見学のうえ、通園可能か確認してください。
- 入所日は、入所希望月の1日です（原則として、入所日を遅らせることはできません）。
- 転園の申請で転園が成立した場合、在園していた園を継続して利用することはできません。そのため、転園希望がなくなった場合は、必ず申請の取下げの手続きをしてください。
- 必ず、令和6年度の申請様式でご申請ください。  
なお、以下に該当する方は申請方法が異なりますので、窓口にてご申請ください。

障害のある又は配慮が必要なお子様の保育所等への入所申請 医療的ケアが必要なお子様の保育所等への入所申請 ※市HP掲載の「医療的ケアが必要なお子様の保育所等の利用に関するご案内」もご参照ください。	申請を検討している段階で、お早目に、お住まいの区の区役所へご相談ください。
区内にお住まいで市外の保育所等への入所申請	希望する自治体の締切日1週間前までに申請が必要です。
市外にお住まいで区内の保育所等への入所申請 (転入予定を含む)	入所希望月の申請締切日に書類が保土ヶ谷区に必着で届くように、現在お住まいの自治体にて手続きが必要です(自治体によって手続きが異なる場合がありますので、必ずご確認ください)。

### <お問い合わせ先>

- ◆保土ヶ谷福祉保健センター こども家庭支援課 (区役所本館3階34番)  
平日の午前8時45分から午後5時15分まで ※土曜開庁時は対応していません。  
電話：045-334-6397 (窓口開庁時間は午前8時45分から午後5時までです)

## 2 申請方法

### (1) 受付期間

#### 入所希望月の前月10日(土日祝日にあたる場合は、その前の開庁日)

- ・締切日必着です(当日消印有効ではありませんので、ご注意ください)。
- ・区役所から受付をした旨のお知らせは行いません。ご心配な方は簡易書留等の方法をご検討ください。
- ・申請順や入所待ちの実績は、利用調整に一切関係ありません。
- ・土曜開庁日は、保育所関連業務はお取り扱いしておりませんので書類の受理はできません。
- ・各入所希望月の締切日詳細は、利用案内P.13をご参照ください。

### (2) 提出先

#### 郵送申請の場合

〒240-0001  
横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9  
保土ヶ谷区こども家庭支援課  
保育担当 宛

- ※郵送料は申請者ご自身の負担になります。
- ※区役所必着となります。

#### 窓口申請の場合

保土ヶ谷区役所こども家庭支援課  
本館3階34番窓口  
(午前8時45分～午後5時)

- ※長時間お待たせする可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※駐車場は1時間無料。混雑緩和のため、なるべく公共交通機関を利用してお越しください。

### 3 入所可否について

入所希望月の前月下旬に選考を行い、利用が内定した方には電話でご連絡します。内定を承諾された場合は、「施設・事業利用調整結果通知書」を送付します。

利用が決まらなかった場合には、「施設・事業利用調整結果（保留）通知書」を送付します。この通知は、最初の申請時および希望園を追加したときに通知します。保留通知発行後は毎月の利用調整の対象となります。各月の保留証明書の発行が必要な場合は、保留証明書が必要な月の前月 25 日以降に、本人確認書類を持参のうえ、保土ヶ谷区役所子ども家庭支援課窓口へご来庁ください。

※令和 7 年 4 月以降の利用調整については、別途申請が必要です。

※保留の状態が入所の希望がなくなった場合は、申請の取下げの手続きをしてください。

### 4 申請に必要な書類について

「令和 6 年度 横浜市保育所等利用案内」P16～19 の「9 申請に必要な書類」を必ずお読みいただき、必要な書類を全てご用意ください。

全ての方が必要な書類	
・ 給付認定申請書 <b>A</b> ・ 利用申請書（保育所等用） <b>B</b> ・ マイナンバー記入用紙 <b>D</b> 、マイナンバー本人確認書類（給付認定保護者分のみで可）	
保育を必要とすることを証明する書類 ※保護者の状況により、該当するすべての書類を提出	
・ 就労証明書                              ・ 母子手帳のコピー                      ・ 病気の診断書                              ・ 障害者手帳のコピー ・ 介護対象者の診断書等              ・ タイムスケジュール                      ・ 保護者の在学証明書                      ・ 時間割の分かる資料	
その他、状況により必要な書類	
「令和 6 年度 横浜市保育所等利用案内」P17～18「申請児童や世帯の状況により必要となる書類」をご参照ください。 ※提出いただくことで、選考において優先順位が上がる可能性があります。 ※必ずご確認ください、該当する場合にはご提出ください。	

### 5 よくあるご質問

質問	回答
申請締切日までに、すべての書類が揃わない場合、どうすれば良いですか？	上記「全ての方が必要な書類」の提出のみで、選考にエントリーすることは可能です。 ただし、締切日までに不足書類が届かない場合には、書類不備のため、本来のご家庭の優先順位での選考はできませんので、ご了承ください。
就労証明書について、保育所申請時点では、就労日数や就労時間が少ないが、保育所入所次第、増やせる場合には、どのように証明すれば良いですか？	就労日数・就労時間を ・ 増やせる時期（例：保育所入園次第～） ・ 増やせた場合の就労日数/1週 または /月 ・ 増やせた場合の就労時間/日 および /週 を「備考」にご記入ください。

※就労証明書の裏面「記入する際にご確認いただきたいこと（重要）」にて、就労証明書の記入方法を詳しく記載しておりますので、必ずご確認ください。